

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
環境生活事務関係手数料				環境生活事務関係手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]				[略]			
18 [略]	[略]			18 [略]	[略]		
				18の2 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の13の規定に基づく合格証又は認定証の再交付	業務管理者試験合格証等再交付手数料	400円	
19 [略]	[略]			19 [略]	[略]		
[略]				[略]			
23 [略]	[略]			23 [略]	[略]		
				23の2 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第14条の規定	業務主任者試験合格証等再交付手数料	400円	

24 [略]	[略]
[略]	
46 [略]	[略]
[略]	
47 [略]	[略]
[略]	

別表第4（第2条関係）

24 [略]	[略]		
[略]			
46 [略]	[略]		
46の2 <u>調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定に基づく調理師免許</u>	<u>調理師免許手数料</u>	5,600円	
46の3 <u>調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施</u>	<u>調理師試験手数料</u>	6,200円	
46の4 <u>調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第13条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付</u>	<u>調理師免許証書換え交付手数料</u>	3,200円	
46の5 <u>調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく免許証の再交付</u>	<u>調理師免許証再交付手数料</u>	3,600円	
47 [略]	[略]		
[略]			

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
70 調理師法（昭和33年法律第147号） 第3条第1項の規定に基づく調理師免許	調理師免許手数料	5,600円	
71 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第13条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	調理師免許証書換え交付手数料	3,200円	
72 調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく免許証の再交付	調理師免許証再交付手数料	3,600円	
73 調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施	調理師試験手数料	6,200円	
[略]			

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
70から73まで 削除			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。